

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則</p> <p>平成17年4月4日</p> <p>17技経教規則第1号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「専任教員」とは、次の各号に定める者をいう。</p> <p>一 研究科に所属する教育職員(国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条に該当する者を除く。)</p> <p>二 <u>共生科学技術研究院</u>に所属し、研究科を主たる兼務先とする教育職員</p> <p>三 <u>共生科学技術研究院</u>に所属し、工学府を主たる兼務先とする教育職員(研究科を兼務する者に限る。)</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「専任教員」とは、次の各号に定める者をいう。</p> <p>一 研究科に所属する教育職員(国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条に該当する者を除く。)</p> <p>二 <u>工学研究院</u>に所属し、研究科を主たる兼務先とする教育職員</p> <p>三 <u>工学研究院</u>に所属し、工学府を主たる兼務先とする教育職員(研究科を兼務する者に限る。)</p> <p>第3条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (22技規則第 号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。